

由」欄の「第2 事案の概要」の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。(以下略)

ただし、原判決を次のとおり訂正する。

- (1) 原判決2頁8行目及び15行目の各「本件株式の」をいずれも「本件株式を有する」と改める。
- (2) 原判決2頁20行目の「争点」を「争点及びこれに対する当事者の主張」と、21行目を「本件の争点は、現時点で被控訴人が本件株式を有する株主であるか(原告適格)及び本件株主総会1及び本件株主総会2の時点で藤林が株主ではなかったかである。」と、24行目の「本件株式の」を「本件株式を有する」と、25行目の「本件株式の株主は」を「本件株主総会1及び本件株主総会2の時点においても、現時点においても、本件株式を有する株主は」とそれぞれ改める。
- (3) 原判決3頁3行目から8行目までを次のとおり改める。

「平成19年暮れ頃、堀川から柴垣に対し、控訴人(宗和建物株式会社)を担保とする融資の申し込みがあり、資金提供の条件として、控訴人の株券を担保とすることを提案したところ、堀川は、株券は発行していないが堀川が保有している全株式と控訴人の代表権を譲渡することで融資をお願いしたいと述べたため、柴垣の知人が、1000万円の融資をし、堀川から控訴人の関係書類と実印を受領し、柴垣が控訴人の代表者に就任した。その後、堀川から、再度融資要請があり、柴垣の知人である藤林が、控訴人会社の代表権を藤林に移行することで、堀川に融資をした。

上記の融資に対する返済に事欠いた堀川は、友人であると思われる被控訴人と結託し架空の債権を作成し、それに基づく借用書、金銭消費貸借契約書及び(発行していないといていた)株券、株式譲渡契約書、代物弁済契約書等を遡って作成した。堀川への融資を実行した時に、本件株式は柴垣が譲渡を受けているもので、堀川が被控訴人に対して本件株式の譲渡をすることはあり得ない。」

### 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、被控訴人の請求は、いずれも理由があると判断する。

その理由は、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

ただし、原判決3頁14行目の「これに対し」から21行目の「そうす